

I はじめにお読みください

1 調査の目的

都内中小企業の賃金等の実態を明らかにし、労政行政施策上の基礎資料とするとともに、中小企業における労働条件の改善及び健全な労使関係の確立に資することを目的とする。

2 調査時点

平成 24 年 7 月 31 日現在

3 調査の対象・方法

平成 21 年経済センサス基礎調査結果に基づく名簿データから下表の基準によって層別抽出した 3,500 企業に調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼した。

産業	区分	常用雇用者	産業	区分	常用雇用者
建設業		30～299 人	不動産業, 物品賃貸業		30～299 人
製造業		30～299 人	学術研究, 専門・技術サービス業		10～ 99 人
情報通信業		30～299 人	宿泊業, 飲食サービス業		10～ 99 人
運輸業, 郵便業		30～299 人	生活関連サービス業, 娯楽業		10～ 99 人
卸売業, 小売業		10～ 99 人	教育, 学習支援業 (学校教育を除く)		10～ 99 人
金融業, 保険業		30～299 人	医療, 福祉		10～ 99 人
			サービス業 (他に分類されないもの)		10～ 99 人

また、一般労働者の賃金を算出するための個人票については、下表の基準により、賃金台帳からの等間隔無作為抽出による記入を求めた。なお、表中の「集計人員」は記入労働者数に抽出割合を乗じた合計である。

都内で働く 一般労働者	抽出割合	記入する労働者の選び方
1～ 29 人	1/1	全員記入
30～ 99 人	1/2	2 人目ごとに記入
100～199 人	1/3	3 人目ごとに記入
200～299 人	1/4	4 人目ごとに記入

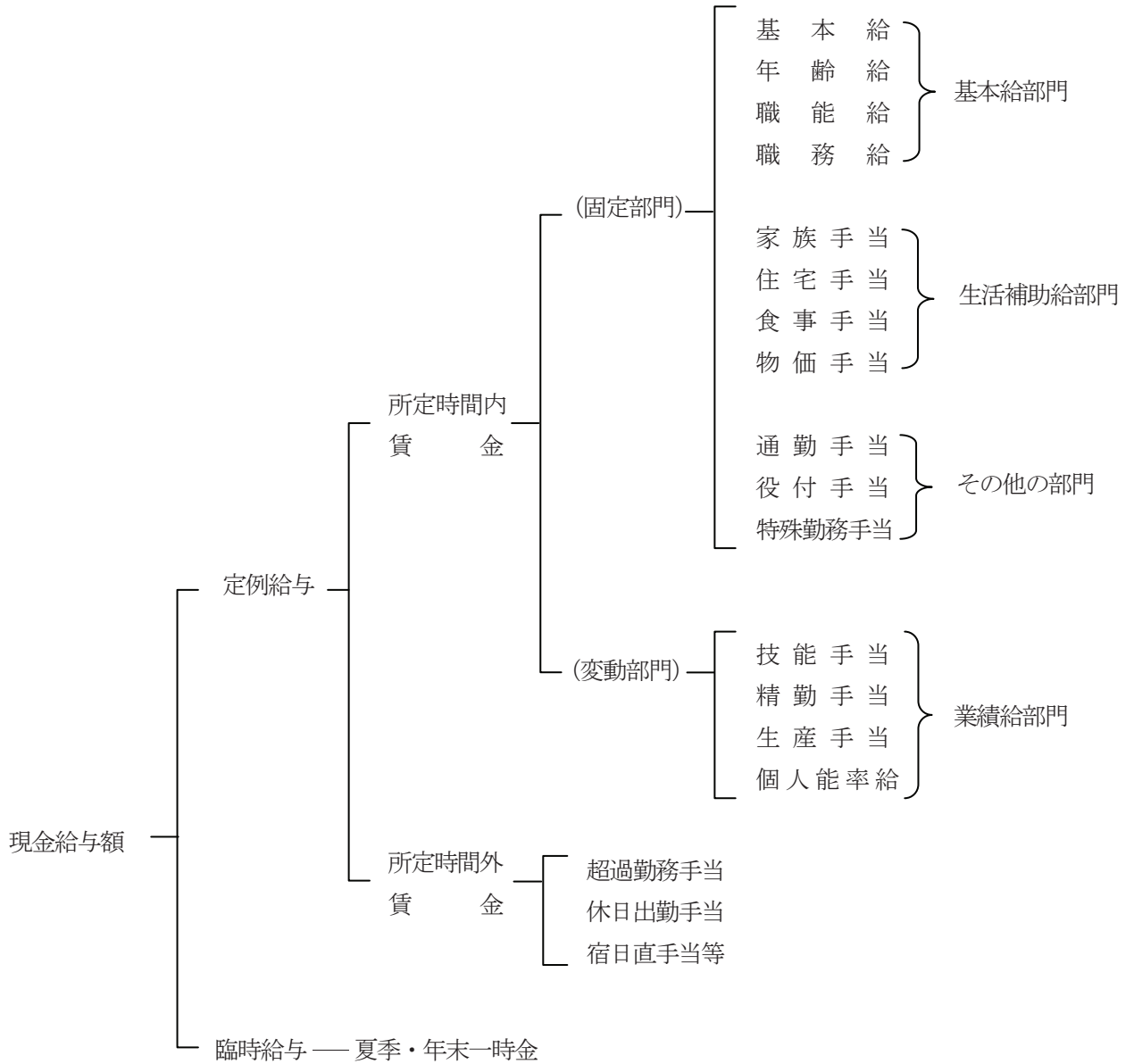
4 調査項目

初任給、平成 24 年 7 月 1 か月の賃金、平成 23 年年間給与支払額、賃金制度、モデル賃金、賞与・諸手当、定年制度、退職金制度、モデル退職金

5 集計方法

回答を得た企業 1,099 企業 (回収率 31.4%) について電算集計委託により行った。

6 賃金の分類



7 主な用語について

(1) 一般労働者

常用雇用者のうち一般的な所定労働時間が適用される労働者をいい、パートタイム労働者は除かれる。なお、常用雇用者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ①期間を定めずに雇用している者
- ②1 か月を超える期間を定めて雇用している者
- ③平成24年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用している者

(2) 一般労働者の分類

ア 管理職

課長・部長または同等以上の労働者をいう（雇用保険の被保険者になっている使用人兼務役員も含む）。

イ 正社員

期間を定めずに雇用している労働者をいう。

ウ 契約社員

期間を定めて雇用している労働者をいう。

エ 営業販売系労働者

営業、販売等に従事する労働者をいう。

オ 事務系労働者

一般事務、会計事務、営業事務・販売事務等に従事する労働者をいう。

カ 技術系労働者

機械技術、電気技術、情報処理技術、その他の技術に従事する労働者をいう。

キ 生産系労働者

生産・作業、運転・運搬等に従事する労働者をいう。

(3) 平成24年7月1か月の賃金

平成24年6月の給与締切日の翌日から平成24年7月の給与締切日までの1か月間分としての支払われた現金給与額をいい、税、社会保険料を控除する前の金額である。

具体的には、前ページの表の「定例給与」の範囲であり、臨時に支給した賃金や賞与は含まない。

なお、通勤手当については、6か月分などの一括支給の場合でも、1か月分のみを算入している。

(4) 所定時間内賃金

就業規則や労働協約などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金をいう。

(5) 所定時間外賃金

早出、残業、休日出勤など所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金をいう。

(6) 年間給与支払額

平成23年1年間を継続勤務した労働者に支払われた年間給与支払額をいい、源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致する。所定時間外賃金や賞与等も含まれるが、非課税である通勤手当は含まれない。

(7) 初任給

モデル賃金の回答を求める際に、各学歴の始めの賃金額を初任給として回答を求めた。従って初任給額及び集計企業数は、モデル賃金における各学歴の最初の所定時間内賃金及び集計企業数に一致する。

(8) モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するかを算出したものをいう。

本調査では、モデル条件に合致する者がいない場合には、賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めた。

(9) 定期昇給

毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて主として年齢の上昇に合わせて実施される昇給をいう。

(10) ベースアップ

賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいう。

(11) 定年制度に関するもの

ア 再雇用制度

定年年齢に達した労働者をいったん退職させ、改めてその労働者を雇用する制度をいう。

イ 勤務延長制度

定年年齢に達した労働者を退職させず、引き続き雇用する制度をいう。

(12) 主な退職金共済制度

ア 中小企業退職金共済制度

企業独自で退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の拠出した掛金と国庫補助金を加えたものを資金として、共済制度の形で中小企業にも大企業なみの退職金制度を確立できるようにしたもので、昭和34年に制定された中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度。事業主は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付する。従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われる。

イ 特定退職金共済制度

退職金共済契約（事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する労働者の退職について退職金を支給することを約する契約で、所得税法施行令で規定している）の相手方が特定退職金共済団体であるもの。特定退職金共済団体としては退職金共済事業を行う市町村（特別区を含む）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会などで、税務署長の確認を受けたものをいう。

(13) 退職年金制度

ア 確定拠出年金（企業型）

平成13年10月より始められた制度。確定拠出制度を実施する企業の従業員が対象となり、掛金は企業が支払い年金資産を加入者自身が運用し、損益に応じて年金額が決定する。

イ 確定給付企業年金

平成24年3月31日で廃止となった適格退職年金制度、厚生年金基金などと同様にあらかじめ給付額が定められている年金制度。掛金は企業が拠出するが50%を標準掛金の限度とし、加入者も掛金を拠出できる。

ウ 厚生年金基金制度

厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度。基金は、厚生年金の代行部分に、企業独自の退職年金（加算部分）を上乗せして、年金（又は一時金）を支給する。

(14) モデル退職金について

ア モデル退職金

モデル退職金とは、モデル賃金と同様、学校を卒業してすぐに入社した者が普通能力と成績で勤務した場合に、当該企業の退職金規定のもとで、どの程度の退職金が支給されるかを算出したものをいう。

なお、本調査では、定年退職時の退職金支給額を、作表の都合上、会社都合退職の欄に記載している。

イ 退職一時金算定基礎額

退職一時金を算定する際の基礎になるものをいい、大別して基本給等の賃金を用いるものと、賃金とは別に定めるものがある。

8 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査における年齢別賃金とモデル賃金の所定時間内賃金には通勤手当を含めていない。
- (2) 集計数4件以下のデータについては統計表中「x」としてあるが、この数値は合計データの中には含まれている。
- (3) 統計表中の「－」は、調査項目に該当しないか、あるいは集計数が得られなかったものである。
- (4) 調査対象企業は毎年必ずしも同一ではない。
- (5) 年齢・勤続年数については、6か月未満は0年、6か月以上1年未満は1年とした。
- (6) この調査結果における構成比百分率等は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

9 調査対象企業の内訳

抽出企業及び集計企業の業種別・規模別の内訳は別表のとおりである。

なお、集計企業のうち労働組合がある企業の割合は、全体の11.9%であった。

別表 調査対象企業の内訳

区 分	抽出企業数					集計企業数				
	総計	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	総計	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人
調 査 産 業 計	3,500	845	1,230	925	500	1,099	213	370	328	188
建 設 業	240	-	105	75	60	110	-	43	40	27
総合工事業	80	-	35	25	20	33	-	15	11	7
職別工事業	80	-	35	25	20	34	-	11	13	10
設備工事業	80	-	35	25	20	43	-	17	16	10
製 造 業	860	-	295	285	280	293	-	97	101	95
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	60	-	20	20	20	17	-	5	6	6
織 維 工 業	60	-	20	20	20	12	-	5	4	3
木材・木製品・紙・パルプ製造業	60	-	20	20	20	24	-	9	7	8
印刷・同関連業	60	-	20	20	20	21	-	4	8	9
化学工業業	60	-	20	20	20	24	-	11	5	8
プラスチック製品製造業	60	-	20	20	20	17	-	7	5	5
ゴム製品・革製品・毛皮製造業	50	-	25	15	10	13	-	5	4	4
窯業・土石製品製造業	60	-	20	20	20	20	-	5	8	7
鉄鋼・非鉄金属製造業	60	-	20	20	20	21	-	9	6	6
金属製品製造業	60	-	20	20	20	18	-	5	7	6
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	60	-	20	20	20	21	-	5	8	8
電子部品・電機機器・情報通信機器製造業	90	-	30	30	30	32	-	13	10	9
輸送用機械器具製造業	60	-	20	20	20	25	-	7	10	8
その他の製造業	60	-	20	20	20	28	-	7	13	8
情 報 通 信 業	215	-	80	70	65	84	-	33	22	29
通信・放送・インターネット附随サービス業	90	-	30	30	30	15	-	8	2	5
情報サービス業	60	-	20	20	20	29	-	12	9	8
映像・音声・文字情報制作業	65	-	30	20	15	40	-	13	11	16
運 輸 業 , 郵 便 業	150	-	50	50	50	66	-	21	22	23
道路旅客運送業	50	-	10	20	20	24	-	4	10	10
道路貨物運送業	50	-	20	15	15	18	-	8	5	5
倉庫業・運輸に付帯するサービス業	50	-	20	15	15	24	-	9	7	8
卸 売 業 , 小 売 業	790	360	270	160	-	220	83	74	63	-
繊維・衣服等・飲食料品卸売業	85	-	40	45	-	29	-	13	16	-
建築材料・鉱物・金属材料・機械器具等卸売業	110	-	40	70	-	43	-	14	29	-
その他の卸売業	85	-	40	45	-	34	-	16	18	-
織物・衣服・身の回り品小売業	120	80	40	-	-	13	9	4	-	-
飲食料品小売業	130	90	40	-	-	28	18	10	-	-
機械器具等小売業	130	100	30	-	-	38	30	8	-	-
その他の小売業	130	90	40	-	-	35	26	9	-	-
金 融 業 , 保 険 業	105	-	30	35	40	25	-	5	9	11
金融業	45	-	15	15	15	10	-	1	4	5
金融商品・商品先物取引業	60	-	15	20	25	15	-	4	5	6
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100	-	40	40	20	28	-	13	12	3
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	250	120	90	40	-	60	35	19	6	-
専門サービス業	155	90	45	20	-	36	26	8	2	-
広告業	95	30	45	20	-	24	9	11	4	-
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	240	135	55	50	-	31	16	8	7	-
宿泊業	90	45	25	20	-	10	4	4	2	-
飲食業	150	90	30	30	-	21	12	4	5	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	125	60	45	20	-	45	20	19	6	-
教 育 , 学 習 支 援 業 (学 校 教 育 を 除 く)	100	40	30	30	-	29	12	9	8	-
医 療 , 福 祉	100	45	25	30	-	34	10	10	14	-
医療業	50	25	10	15	-	13	5	3	5	-
社会保険・社会福祉・介護事業	50	20	15	15	-	21	5	7	9	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	225	110	70	45	-	74	37	19	18	-
自動車整備・機械等修理業	80	30	25	25	-	31	11	8	12	-
その他の事業サービス業	145	80	45	20	-	43	26	11	6	-

(注) ① 本調査は、平成21年経済センサス基礎調査結果に基づき、調査対象企業を抽出しているため、調査時点において企業規模が変更している場合がある。

② 産業分類・中分類の区分は、本調査独自に組み替えているので、日本産業分類の表示とは一致しない部分がある。



賃金事情調査票(事業所票) (平成24年7月31日現在)

産業分類 ^B	規模 ^C	整理番号 ^D

○調査時点は平成24年7月31日です。ただし、調査項目によって期間指定がある場合はそちらにしたがってご記入ください。
 ○回答にあたっては、網掛け部分の該当する番号を○印で囲むか、金額、人数等を数字でご記入ください。
 ○記入は黒色または青色でお願いします(鉛筆でも結構です)。
 ○回答内容については秘密を厳守し、統計調査以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

東京都産業労働局

1. 企業の状況

会社名 (変更があった場合は変更後)			所在地 ^F		
記入担当者	所属先	氏名	連絡先 電話番号	()	
主な事業内容	労働組合の有無 ^E		1	あり	2
企業全体の常用 雇用者数(※1)	都内事業所で働く 一般労働者数(※2)				

都内事業所で働く 一般労働者数の内訳	雇用期間の有無	役職	男性	女性	計
			正社員 (期間を定めずに雇用している人)	管理職(※3) (部長・課長等)	H
契約社員 (期間を定めて雇用している人)	管理職以外 (係長・一般社員等)	J	K		
	管理職(※3) (部長・課長等)	L	M		
一般労働者	管理職以外 (係長・一般職員等)	N	O		

※1 常用労働者とは、以下のいずれかに該当する人をいいます。
 ・期間を定めずに雇用している人
 ・1か月を超える期間を定めて雇われている人
 ・6月と6月にそれぞれ18日以上雇われている人
 ※2 一般労働者とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた人をいいます。なお、パートタイム労働者とは、以下のいずれかに該当する人をいいます。
 ・1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い人。
 ・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い人。
 ※3 使用人兼務役員は、雇用保険の被保険者になっている場合は、管理職に含めてください。

2. 賃金制度

(1) 賃金表(※4)はありますか。

1	賃金表がある。	2	賃金表がない。
---	---------	---	---------

(2) 定期昇給(※5)を過去1年間(平成23年7月～平成24年6月)に実施しましたか。

1	定期昇給の制度に基づき実施した。	2	定期昇給の制度があるが実施できなかった。
3	定期昇給の制度がない。	4	その他

(3) ベースアップ(※6)を過去1年間(平成23年7月～平成24年6月)に実施しましたか。

1	ベースアップを実施した。	2	現状維持(アップダウンなし)であった。
3	ベースダウンを実施した。	4	ベースアップの制度がない。

※4 賃金表 ----- 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより、賃金がどうなっているかを表にしたものです。
 ※5 定期昇給 ----- 毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて、主として年齢の上昇に合わせて実施される昇給をいいます。
 ※6 ベースアップ ---- 賃金表の改定により、賃金水準を一律に引き上げることをいいます。

3. 賞与

(1) 過去1年間(平成23年7月～平成24年6月)の間に賞与を支給しましたか。

1	賞与の制度に基づき支給した。	2	賞与の制度はないが支給した。
3	賞与の制度はあるが支給できなかった。	4	賞与の制度がなく支給しなかった。

(2) 上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。過去1年間の都内一般労働者に対する賞与の支給状況をご記入ください。

夏季(24年)	支給対象者	<input type="text"/>	平均支給額 (100円未満四捨五入)	<input type="text"/>	円
年末(23年)	支給対象者	<input type="text"/>	平均支給額 (100円未満四捨五入)	<input type="text"/>	円
上記以外	支給対象者	<input type="text"/>	平均支給額 (100円未満四捨五入)	<input type="text"/>	円

(3) 査定制度による個人間の格差は、同一年齢・職種で、平均に対して概ね最大でどのくらいですか。

1	10%未満	2	10～20%未満	3	20～30%未満	4	30～40%未満	5	40～50%未満	6	50%以上
---	-------	---	----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	-------

4. 諸手当

(1) 役付手当

ア 基本給とは別に、役職に応じた手当を支給する制度がありますか。

1	制度あり(同一役職で支給額が同一)	2	制度あり(同一役職で支給額が異なる)	3	制度なし
---	-------------------	---	--------------------	---	------

イ 上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。都内一般労働者に対する役付手当の支給状況をご記入ください。

管理職 (部長・課長等)	支給対象者数	AB	平均年齢 (小数点第2位四捨五入)	AC	平均支給額 (100円未満四捨五入)	AD	千	円
						0	0	
管理職以外 (係長・一般職員等)	支給対象者数	AE	平均年齢 (小数点第2位四捨五入)	AF	平均支給額 (100円未満四捨五入)	AG	千	円
						0	0	

(2) 住宅手当

基本給とは別に、住宅手当を支給する制度がありますか。「1」または「2」とご回答いただいた方は、都内一般労働者に対する制度上の支給額(100円未満四捨五入)もご記入ください。

1	制度あり (住宅の形態にかかわらず支給額が同一)	2	制度あり (住宅の形態により支給額が異なる)	3	制度あり(その他)	4	制度なし
---	-----------------------------	---	---------------------------	---	-----------	---	------

支給額 (支給していない項目は「00」のように二重線をひいてください。)		支給額 (支給していない項目は「00」のように二重線をひいてください。)					
扶養家族あり		扶養家族あり			扶養家族なし		
民間賃貸	公営賃貸	持家	民間賃貸	公営賃貸	持家		
AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE
千	千	千	千	千	千	千	千
円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 家族手当

基本給とは別に、家族手当を支給する制度がありますか。ある場合には、都内一般労働者に対する制度上の支給額(100円未満四捨五入)もご記入ください。

1	制度あり (扶養家族ごとに支給額が異なる)	2	制度あり (扶養家族であれば支給額が同一)	3	制度あり (扶養家族の人数に関わらず定額を支給)	4	制度なし
---	--------------------------	---	--------------------------	---	-----------------------------	---	------

扶養家族1人 あたりの支給額	AW	千	円	0	0	定額支給額	AX	千	円	0	0
配偶者(第1扶養)	AR	千	円	0	0	第1子(第2扶養)	AS	千	円	0	0
第2子(第3扶養)	AT	千	円	0	0	第3子(第4扶養)	AU	千	円	0	0
その他の家族	AV	千	円	0	0						

5. モデル賃金・初任給

(1) 学校を卒業して入社した方が、普通の能力と成績で勤務した場合に、それぞれの年齢ごとの所定時間内賃金(通勤手当を除く)が、勤務年数に応じてどのように上昇するのかをご記入ください。条件に合致する方がいない場合には、賃金規程や昇給事情等により推計した金額をご記入ください。

モデル賃金全体の記入が困難な場合でも、初任給については、できるだけご記入願います。

年 家 扶	高 校 卒				年 家 扶	高 専・短 大 卒				年 家 扶	専 門 学 校 卒				年 家 扶	大 学 卒			
齢 族 養	所定時間内賃金				齢 族 養	所定時間内賃金				齢 族 養	所定時間内賃金				齢 族 養	所定時間内賃金			
	千	円			千	円			千	円			千	円			千	円	
初任給					初任給				初任給				初任給						
18	0		0	0	20	0		0	0	22	0		0	0	22	0		0	0
20	0		0	0	22	0		0	0	25	0		0	0	25	0		0	0
22	0		0	0	25	0		0	0	30	2		0	0	30	2		0	0
25	0		0	0	30	2		0	0	35	3		0	0	35	3		0	0
30	2		0	0	35	3		0	0	40	3		0	0	40	3		0	0
35	3		0	0	40	3		0	0	45	3		0	0	45	3		0	0
40	3		0	0	45	3		0	0	50	3		0	0	50	3		0	0
45	3		0	0	50	3		0	0	55	2		0	0	55	2		0	0
50	3		0	0	55	2		0	0	60	1		0	0	60	1		0	0
55	2		0	0	60	1		0	0										
60	1		0	0															

(2) 上記のモデル賃金があてはまる職種をすべて選んでください(複数回答)

1	営業・販売系	2	事務系	3	技術系	4	生産系
---	--------	---	-----	---	-----	---	-----

6. 定年制

(1) 定年制度を採用していますか。

1	全員一律定年制 定年年齢 <input type="text"/> 歳	2	その他の定年制(役職別、職種別など)	3	定年制度なし
---	--	---	--------------------	---	--------

(2) 上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。定年後の継続雇用制度(勤務延長制度・再雇用制度)を採用していますか。また、採用している場合、賃金は定年時と比較してどうなりますか。両制度併用の場合は両方にご記入ください。

1	再雇用制度を採用 (定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度)	対象者	定年時と比較した賃金	賃金低下率
	最長 <input type="text"/> 歳まで	1 希望者全員に適用 2 労使協定で定めた基準に該当する者	1 定年時より低下 2 定年時と同一	1 10%未満 2 10~20%未満 3 20~30%未満 4 30~40%未満 5 40~50%未満 6 50%以上
2	勤務延長制度を採用 (定年に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度)	対象者	定年時と比較した賃金	賃金低下率
	最長 <input type="text"/> 歳まで	1 希望者全員に適用 2 労使協定で定めた基準に該当する者	1 定年時より低下 2 定年時と同一	1 10%未満 2 10~20%未満 3 20~30%未満 4 30~40%未満 5 40~50%未満 6 50%以上
3	継続雇用制度を採用していない			

7. 退職金制度

(1) 退職金制度(退職一時金・退職年金)がありますか。なお、年金を一時金として受け取ることができる場合であっても、一時金制度ではなく年金制度に分類してください。また、公的年金制度のみの企業は「制度なし」を選択してください。

1	制度あり(退職一時金のみ)	2	制度あり(退職一時金と退職年金の併用)	3	制度あり(退職年金のみ)	4	制度なし
---	---------------	---	---------------------	---	--------------	---	------

(2) 退職一時金制度について(退職一時金制度がある企業のみご回答ください)

ア 退職一時金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

1	社内準備	2	中小企業退職金共済制度(建退共・清退共・林退共含む)	3	特定退職金共済制度	4	退職金保険	5	その他の社外準備
---	------	---	----------------------------	---	-----------	---	-------	---	----------

イ 退職一時金の算出方法について該当するものを選択してください。

1	退職金算定基礎額×支給率	2	退職金算定基礎額×支給率+一定額	3	勤務年数に応じた一定額	4	ポイント制(退職金ポイント×ポイント単価)	5	その他
---	--------------	---	------------------	---	-------------	---	-----------------------	---	-----

ウ 退職金算定基礎額の算出方法について該当するものを選択してください(上記イで「1」または「2」とご回答いただいた方のみ)

1	退職時の基本給	2	退職時の基本給×一定率	3	退職時の基本給+手当
4	(退職時の基本給+手当)×一定率	5	別テーブル方式(退職金算定のために賃金表とは別に算定基礎額を設けるもの)	6	その他

エ 退職一時金を受給するための最低勤続年数をご記入ください。

自己都合退職	<input type="text"/> 年
会社都合退職	<input type="text"/> 年

オ 退職一時金の特別加算制度はありますか。制度がある場合は、該当する加算理由をすべて選択してください(複数回答)。

1	制度あり	2	制度なし	1	功労加算	2	役付加算	3	年齢加算
				4	業務上死傷病	5	業務外死傷病	6	早期退職者優遇

(3) 退職年金制度について(退職年金制度がある企業のみご回答ください)

ア 退職年金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

1	確定拠出年金(企業型)	2	確定給付企業年金	3	厚生年金基金
4	企業独自の年金	5	その他		

イ 従来の適格退職年金制度は平成24年3月に廃止となりました。平成14年4月時点の状況及び制度廃止後の準備形態についてご記入ください。

平成14年4月時点		制度廃止後の準備形態			
1	適格退職年金制度があった	1	中小企業退職金共済制度に移行		
2	適格退職年金制度がなかった	2	確定拠出年金(企業型)に移行		
		3	確定給付企業年金に移行		
		4	厚生年金基金制度に移行		
		5	移行せず廃止		
		6	その他()		

8. モデル退職金

記入の前にお読みください

1. モデル退職金とは、学校を卒業してすぐ入社した方が、普通の能力と成績で勤務した場合に、退職金規定のもとで、どの程度退職金が支給されるかを算出した金額です。モデル条件（勤務年数・年齢）に合致する方がいる場合はその金額を、いない場合は退職金規定を参考に、モデル条件に近い金額を推計して記入してください（1,000円未満は四捨五入）
2. モデル所定時間内賃金とは、所定労働時間内に対して支給されるすべての賃金額（通勤手当を除く）です。したがって、超過勤務手当、休日出勤手当、毎月の支給額が定額ではない賃金（毎月の支給額が変わる精皆勤手当や能率給のような賃金）等は除いてください。
3. 退職金算定基礎額には、退職金算定のための基礎となる金額（基本給等）を記入してください。
4. 自己都合退職と会社都合退職の支給額が同じであっても両方に記入してください。
5. 退職金制度の形態により、モデル退職金の算出方法が異なりますのでご注意ください。
 - ① 退職一時金の場合・・・退職一時金の額をご記入ください。
 - ② 退職一時金と退職年金の併用の場合・・・退職一時金の額と退職年金の一時金換算額を合算してください。
 - ③ 退職年金の場合・・・退職年金の一時金換算額をご記入ください。
6. 確定拠出年金についても、標準的な掛金額に運用益を加えたモデル額をご記入ください。

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)	退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)	モデル退職金（退職金支給総額）			
					自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)	
高 校 卒	1	19	DZ	EK	EV	FF		
	3	21	EA	EL	EW	FG		
	5	23	EB	EM	EX	FH		
	10	28	EC	EN	EY	FI		
	15	33	ED	EO	EZ	FJ		
	20	38	EE	EP	FA	FK		
	25	43	EF	EQ	FB	FL		
	30	48	EG	ER	FC	FM		
	35	53	EH	ES	FD	FN		
	37	55	EI	ET	FE	FO		
定年()歳		EJ	EU		FP			

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)	退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)	モデル退職金（退職金支給総額）			
					自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)	
高 専 ・ 短 大 卒	1	21	FO	GA	GA	GT		
	3	23	FR	GB	GL	GU		
	5	25	FS	GC	GM	GV		
	10	30	FT	GD	GN	GW		
	15	35	FU	GE	GO	GX		
	20	40	FV	GF	GP	GY		
	25	45	FW	GG	GO	GZ		
	30	50	FX	GH	GR	HA		
	35	55	FY	GI	GS	HB		
定年()歳		FZ	GJ		HC			

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)	退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)	モデル退職金（退職金支給総額）			
					自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)	
大 学 卒	1	23	HD	HN	HX	IG		
	3	25	HE	HO	HY	IH		
	5	27	HF	HP	HZ	II		
	10	32	HG	HO	IA	IJ		
	15	37	HH	HR	IB	IK		
	20	42	HI	HS	IC	IL		
	25	47	HJ	HT	ID	IM		
	30	52	HK	HU	IE	IN		
	33	55	HL	HV	IF	IO		
	定年()歳		HM	HW		IP		

